

2021年9月1日 No. 157 (毎月1日発行)

サービス貿易等項目の対外支払いの利便化について

国家税務総局及び国家外貨管理局は2021年7月2日に「サービス貿易等項目の対外支払いの税務備案に関する問題の補足公告」(国家税務総局 国家外貨管理局公告 2021年第19号、以下19号公告)を公表しました。

この19号公告の公表により、オンラインによる備案の申請が認められるようになり、かつ、一部のサービス貿易等項目の対外支払いについては備案が不要となりました。主な変更点は以下のとおりです。

変更点	変更前	変更後
同一の契約に関わる支払	支払いの都度、備案を行う。	初回の支払いのみ備案が必要。
国内再投資の課税繰延	備案必要。	備案不要。
備案の方法	税務局窓口による申請のみ。	税務局窓口による申請の他、電子税務局によるオンライン申請が可能。

2つ目の国内再投資の課税繰延とは、国外投資家が中国国内企業より配当を受ける場合に、その配当を中国国内企業に直接投資することで源泉税の課税の繰延を受けることができる措置です。

今回の公告により国内再投資の課税の繰延を受ける際に税務局への備案は不要となりますが、引き続き以下の条件を満たす必要はあります(財税2017年88号、財税2018年102号)。

①	<p>国外投資者が得た配当を以下のいずれかの投資に充てること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中国国内の居住企業の増資(払込資本金または資本剰余金の増額)。 - 中国国内で居住企業の新規設立。 - 非関連当事者から中国国内居住企業の株式の買収。 - 財政部、税務総局が定めるその他の方式。
②	<p>国外投資家が得た配当は中国国内居住企業が実際に実現した留保収益を分配した配当金などであること。</p>
③	<p>(現金配当の場合)</p> <p>国外投資家が直接投資に充てる配当を現金で支払った場合、配当を行う企業の口座から直接に投資先企業または株式の譲渡人の口座に振り込み、直接投資する前に国内外の他の口座を経由してはならない。</p> <p>(現物配当の場合)</p> <p>国外投資家が直接投資に充てる配当を実物、有価証券などの現金以外で支払った場合、当該資産の所有権は直接に配当を行う企業から投資先企業または株式の譲渡人に移転し、直接投資する前に他の企業、個人が所有または一時的に保有してはならない。</p>



以下は 19 号公告の日本語参考訳です。

国家税務総局 国家外貨管理局

サービス貿易等項目の対外支払の税務備案に関する問題の補足公告

中央弁公庁、国務院弁公庁が公布した「税収徴収管理改革の更なる深化に関する意見」を深化及び徹底させ、「放管服」改革を促進・深化させ、市場化・法治化・国際化したビジネス環境を構築し、貿易及び投資の自由化及び利便化を促進し、国民のために実務を実施するべく、「国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払の税務備案に関する問題の公告」（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号公布、国家税務総局公告 2018 年第 31 号改定）に対し、以下のとおり補足公告する。

- 一、国内機構及び個人（以下、「届出人」という）は同一の契約書について複数回の対外支払を必要とする場合、初回支払の前にのみ税務備案を行う。
- 二、以下の場合、税務備案を行う必要がない。
 - （一） 外国投資者が国内直接投資で得た合法的な所得を以って国内再投資を行う場合。
 - （二） 財政予算内で機関、事業単位、社会団体の非貿易及び非営利性の対外支払業務。
- 三、届出人は、以下の方法で「サービス貿易等項目の対外支払税務備案表」（以下は『備案表』という）を取得・申告することができる。
 - （一） 電子税務局等を通じたオンライン方式で申告。
 - （二） 各省、自治区、直轄市及び計画単列都市の税務局のホームページよりダウンロードして申告。
 - （三） 主管税務機関の申告サービス窓口で受領及び申告。
- 四、届出人が電子税務局等を通じてオンライン方式による備案を行う場合、完全かつ事実通りに「備案表」を記入し、かつ、関連資料を提出しなければならない。届出人は備案完了後、「備案表」の番号と確認コードにより、外貨管理の関連規定に基づき、銀行での対外支払の手続を実施することができる。
- 五、届出人が申告サービス窓口で備案を行う場合、提出資料が全て揃い、「備案表」の記入が全て完了している場合、主管税務機関はその場で納税事項の審査を実施する必要がなく、システムに「備案表」の情報を入力し、「備案表」の番号及び確認コードを生成しなければならない。届出人は、「備案表」の番号及び確認コードにより、外貨管理の関連規定に基づき、銀行で対外支払の手続を実施することができる。
- 六、本公告は公布日より施行される。「国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払の税務備案に関する問題の公告」（国家税務総局国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号公布、国家税務総局公告 2018 年第 31 号改定）の第一条第二項、第二条第二項、第五条、第六条、第七条、第八条、第十条及び添付 2 は同時に廃止する。

以上を公告する。



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲19号楼 嘉盛 SOHO 10層 A058室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街88号 晉合広場2号11F1176室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路58号 花園飯店(上海)601室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路12号 高德置地冬広場H座1501室V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大厦A座610室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。